

エネルギー地産地消事業化モデル支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 エネルギー地産地消事業化モデル支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 「新エネルギー」とは、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成12年北海道条例第108号）第2条第2号に定めるエネルギー（燃焼の用に供する物、熱又は電気をいう。以下同じ。）又はエネルギーの利用形態をいう。

(目的)

第2条 この補助金は、エネルギー自給・地域循環の取組を促進するため、地域の特性に応じたエネルギー資源を効果的・効率的に利用し、地域におけるエネルギーの地産地消の事業化に向けたモデルとなる取組に対して、予算の範囲内で補助する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、次のとおりとする。

(1) 市町村（複数の市町村による共同体を含む。）

(2) 市町村（複数の市町村も含む。）と法人、任意団体又はその他知事が適当と認めた者で構成された共同体（以下「コンソーシアム」という。）

2 コンソーシアムを構成するに当たっては、別に定めるところにより、「コンソーシアム協定書」を締結しなければならない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の事業とする。

(1) 地域の有するエネルギー資源を活用し、地域で消費する事業

(2) 街区や大型施設においてエネルギーの効率的利用を行う事業

2 前項に掲げる事業については、次のいずれにも該当していなければならない。

(1) 地域のエネルギー活用に向けた市町村等の計画に基づいた事業であること

(2) 事業の検討から設備等の導入を行う複数年度の事業であること

(3) 民間資金の確保等を前提とした事業採算性のモデルを示すことができる事業であること

(4) 金融機関等が参加した補助対象事業の検討組織を設置することができる事業であること

(5) 事業の進捗状況、課題、成果等を公表することができる事業であること

(補助対象経費、事業期間、補助率及び限度額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を行うために必要な次の表の経費とする。また、事業期間、補助率及び限度額についても同表のとおりとする。

補助対象経費	事業期間	補助率	限度額
報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費その他知事が特に必要と認めた経費	複数年度とし、最長5カ年度（平成30年度計画認定事業（平成30年度に事業計画を提案し、認定を受けた事業。以下同じ。）は最長4カ年度。）とする。	定額（10/10以内）	事業全体の限度額は、1億円に事業計画の年度数を乗じた額とする。ただし、平成30年度計画認定事業は1億2千5百万円に事業計画の年度数を乗じた額とする。（単年度の限度額は、予算の範囲内とする。）

2 前項の規定に関わらず、次に該当するものは補助対象経費から除く。

(1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）第9条第3項に定める事業計画の認定を受けた発電事業を行うための設備

(2) 売却、賃貸により収益を得ることを目的とする設備

(事業計画の提案)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が指定する期日までに、事業の内容等を記載した事業計画を提案し、知事の認定を受けるものとする。

2 事業計画の提案は、知事に対して事業計画書（別記第1号様式）を提出することにより行うものとする。

（検討会の開催）

第7条 知事は、次のいずれかに該当するときは、検討会を開催する。

- （1）前条の規定により、事業計画の提案があったとき
- （2）第9条の規定により、事業計画の変更の申し出があったとき
- （3）第21条の規定により、補助事業の実施状況等の報告を受けたとき
- （4）その他補助事業の実施に当たり必要なとき

2 検討会においては、次の事項について、意見を聴取するものとする。

- （1）前条の規定により提出された事業計画に関する事項
- （2）第9条の規定により申し出のあった事業計画の変更に関する事項
- （3）第21条の規定により報告のあった補助事業の実施状況等に関する事項
- （4）その他補助事業の実施に当たり必要な事項

3 知事は、前項第1号の規定により意見を聴取する時は、次の観点で意見を聴取するものとする。

- （1）道内のモデルとなり得る波及効果の高い取組であること
- （2）地域の新エネルギー活用に向けた自治体等の計画等に基づくものであること
- （3）地域における新エネルギーを活用するものであること
- （4）エネルギーを効率的に利用するものであること
- （5）新エネルギーを地域で活用することにより、域外への資金流出削減や売電収益等の経済効果があること
- （6）雇用の創出効果があること
- （7）エネルギー事業や関連産業の振興に繋がるものであること
- （8）地域の既存産業やエネルギー分野以外の産業の振興に繋がるものであること
- （9）その他地域活性化効果があること

4 知事は、第2項第2号の規定により意見を聴取するときは、前項各号の観点に加え、次の観点で意見を聴取するものとする。

- （1）事業計画の変更が、認定を受けた事業計画（以下「認定事業計画」という。）の実施において、やむを得ないものであること

5 知事は、第2項第3号の規定により意見を聴取するときは、第3項各号の観点に加え、次の観点で意見を聴取するものとする。

- （1）第8条の規定による認定事業計画の内容に沿ったものであること
- （2）次年度以降の事業の実施が適当なものであること

（事業計画の認定）

第8条 知事は、前条第3項の規定により聴取した検討会の意見を踏まえ、事業計画の認定の可否を決定するものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、事業計画に意見を付して認定を行うことができる。

3 知事は、事業計画を認定したときは、補助対象者に通知するものとする。

（認定事業計画の変更）

第9条 補助対象者は、認定事業計画の内容を変更しようとするときは、事業計画変更申出書（別記第2号様式）により、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的に変更をもたらすものでない場合で、認定事業計画の事業終了年度の変更がなく、かつその事業量又は事業費について、20パーセント以内の変更の場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により認定事業計画の変更の承認を行う場合は、第7条第4項の規定による検討会の意見を踏まえるものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項による承認をした場合について準用する。

（認定事業計画の継続）

第10条 知事は、第21条の規定により、補助事業の実施状況等の報告を受けたときは、第7条第5項の規定により聴取した検討会の意見を踏まえ、次年度以降の認定事業計画の継続の承認の可否を決定するものとする。

2 第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項による承認をした場合について準用する。

(交付申請)

第 11 条 事業計画の認定を受けた補助対象者は、知事に対し、別に指定する期日までに、補助金交付申請書（経済第 1 号様式（平成 25 年北海道告示第 10329-22 号による告示様式。以下「経済第 ○号様式」について同じ。））に、次に掲げる書類を添付して、認定事業計画における認定を受けた年度の補助金の交付の申請を行うものとする。

- (1) 事業計画書（経済第 2 号様式）
- (2) 事業計画書（経済第 4 号様式）
- (3) 補助金等交付申請額算出調書（経済第 7 号様式）
- (4) 経費の配分調書（経済第 10 号様式）
- (5) 事業予算書（経済第 11 号様式）
- (6) 資金収支計画書（経済第 23 号様式）
- (7) その他知事が別に指示する書類

2 前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

3 補助対象者は、認定事業計画の事業期間において、毎年度、当該年度の補助金の交付の申請を行うものとし、その手続きは、第 1 項の規定を準用する。ただし、第 10 条第 1 項の規定により、認定事業計画の継続の承認を得られない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第 12 条 知事は、前条第 1 項又は第 3 項の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該補助金等交付申請書等の審査等により、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請を行った者に通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第 13 条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、同条の規定による補助金の交付の決定があった事業（以下「補助事業」という。）を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、経済第 14 号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書により知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延等の報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、経済第 15 号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の経費の配分の変更)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、経済第 12 号様式による補助事業等変更承認申請書により知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助対象経費の費目間における 20 パーセント以内の変更の場合は、この限りでない。

(補助事業の内容の変更)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、経済第 12 号様式による補助事業等変更承認申請書により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的に変更をもたらすものでない場合で、その事業量又は事業費について、20 パーセント以内の変更の場合は、この限りでない。

(財産の管理及び処分の制限)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

- 2 取得財産等のうち、規則第 23 条第 4 号及び第 5 号に規定する知事が定める処分制限財産は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産とする。
- 3 補助事業者は、処分制限財産について台帳を設け、保管状況を明らかにしなければならない。
- 4 補助事業者は、処分制限財産について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」で定める耐用年数を経過することとなるまでの期間（以下「処分制限期間」という。）において、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りでない。
- 5 補助事業者は、前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。
- 6 知事は、前項で定める場合を除くほか、補助事業者が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることができるものとする。

（産業財産権等に関する届出等）

第 18 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許、実用新案登録、意匠登録、著作権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業実施年度又は補助事業実施年度終了後 5 年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後 30 日以内に別記第 3 号様式により知事に届出しなければならない。

（工事完成届）

第 19 条 補助事業者は、補助事業に係る建設工事が完了したときは、速やかに工事完成届（経済第 18 号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 20 条 補助事業者は、第 12 条の規定により交付決定を受けた補助事業が完了したとき（第 13 条の規定による補助事業の中止等の承認を受けたときを含む。）は、その日から 30 日以内又は補助金の交付決定があった日の属する翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、経済第 19 号様式の補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告に当たっては、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業実績書（経済第 2 号様式）
- (2) 事業実績書（経済第 4 号様式）
- (3) 経費の配分調書（経済第 10 号様式）
- (4) 補助金等精算書（経済第 20 号様式）
- (5) 事業精算書（経済第 22 号様式）
- (6) 第 17 条第 3 項に規定する処分制限財産の台帳の写し
- (7) その他知事が別に指示する書類

（補助事業の実施状況等の報告）

第 21 条 補助事業者は、知事に対し、毎年度、補助事業の期間中、知事の求めに応じ、事業計画実施状況等報告書（別記第 4 号様式）により補助事業の実施状況等を報告しなければならない。

（消費税等）

第 22 条 補助事業者は、第 20 条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、消費税等仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。

2 補助事業者は、第 20 条の実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第 5 号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。また、補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

(帳簿及び書類の備付け)

第 23 条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、認定事業計画の最終年度における補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。ただし、補助事業の中に第 17 条第 2 項に規定する処分制限財産を有し、同条第 4 項の規定による処分制限期間を経過しないものがある場合は、当該処分制限期間を経過することになるまでの間、財産管理台帳、その他関係書類を整理し、保管しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第 24 条 知事は、第 20 条の規定による補助事業等実績報告書を受けたときは、これを審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 25 条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

(事業の実施状況の報告)

第 26 条 補助事業者は、認定事業計画の最終年度における補助事業の完了年度の翌年度以降 5 年間、毎会計年度終了後 30 日以内に、当該補助事業に係る過去 1 年間の事業の実施状況について、別記第 6 号様式により知事に報告しなければならない。

2 知事は、必要に応じて、補助事業者に対して、前項の報告に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。

3 補助事業者は第 1 項の報告に係る証拠書類を、当該報告書の内容に係る会計年度終了後 2 年間保存しなければならない。

(収益納付)

第 27 条 知事は、前条の規定による報告書により、補助事業者に当該補助事業の産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定又は補助事業に基づく成果の他への供与等により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、その収益の全部又は一部に相当する額を道に納付(補助金の確定額の合計額を超えない範囲内に限る。)させることができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第 28 条 知事が補助金の交付の決定をする場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について(昭和 47 年 9 月 20 日付け局総第 453 号副出納長通達)」第 1 号様式に定める交付の条件のほか、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 26 条第 1 項及び第 3 項並びに前条の条件を付すものとする。

(成果の発表等)

第 29 条 知事は、補助事業の名称、補助事業の概要、補助事業者名、所在市町村名、補助金額を公表するものとする。

2 知事は、第 20 条、第 21 条及び第 26 条に規定する報告書を、本道における新エネルギーの導入促進のために活用し、必要に応じて補助事業者に事業の成果等を発表させることができる。

(その他)

第 30 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則(平成 29 年(2017 年)4 月 4 日環工ネ第 49 号)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 30 年(2018 年)3 月 30 日環工ネ第 1650 号)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則(令和元年(2019 年)6 月 6 日環工ネ第 1928 号)

この要綱は、令和元年 6 月 6 日から適用する。

附則(令和 4 年(2022 年)2 月 28 日環工ネ第 2915 号)

この要綱は、令和 4 年(2022 年)2 月 28 日から適用する。